

事務所通信

2006年11月号

No. 17



(一の宮・天津神社)

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

勝ち残る為の経営者戦略

新設法人8万社の行方を調査したところ、1年後に残った企業は60%、3年後は38%、5年後は15%、10年後は5%だったそうです。企業の寿命20年節というのがありますが、なるほど厳しさを感じる数字です。

このような現実を見るとき、どうしたら存続できるのか、いやどうしたら勝ち残っていけるのかというのが次にくる問題です。中国の兵法の大家「孫子」は次の四つの要件を上げています。

- (1) 大将の能力と姿勢 → 勝つ戦略を示して率先垂範する
- (2) 兵を集めて強化する → 人財の確保と教育訓練の実施
- (3) 武器を持って活用する → 売れる商品を持ち、売る力を強化する
- (4) 資金力の保持 → 金がなくては勝てない

この中でも大将の姿勢が特に大切です。会社が存続するという事は、利益を出し続け、資金余裕を広げていくことです。そのためにどうするか、勝つための戦略を立てる必要があります。

成功するためにはもちろん努力が必要ですが、**戦略7割・努力3割**だそうです。戦略を立てる要点は ①**的確な情報**を集める。②**成功しやすい人生観**を持つ。の二つです。そして成功しやすい人生観を持つには、運のいい理論を選択し、運の良い人に近づくことです。具体的には前向き、明朗、矛盾がない、人に好かれる、自信があるなどの人生観を持つことが良いようです。

戦略が大切だと申しておりますが、もちろん努力も人並み以上のものがが必要です。十人いたら、最低限上位3人以内の人がやる努力だそうです。私に言わせればそれでは少ない気がします。ライバルがどれほどの努力をしているかわかりませんが、30人いたらその中で一番の努力をしたいと思えます。

戦略を立てたら実行ですが、3つの行動力を強化してください。

- (1) **開始実行力** → 良いと思ったらすぐ実行する
- (2) **中止実行力** → ダメと分かたらすぐ止める
- (3) **継続実行力** → 良いことは徹底的に継続する

景気も三大都市圏では良くなっているようですが、糸魚川はまだまだです。経営者の皆様には、企業を存続させるために、情報を収集し、適切な意思決定をしていただきたいと思います。



年末調整

今年も年末調整の時期が近づいてきました。例年の事務手続ではありますが、年末調整のおさらいと注意点を解説します。

★年末調整とは・・・

給与の支払者が、毎月（日）の給与支払の際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっていますが、1年間に源泉徴収した税額合計と給与の支払を受ける人の年税額は一致しないのが通常です。この不一致を精算する手続が年末調整です。

年末調整は、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。

年末調整の対象とならない人

- ① 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ② 年の途中で退職した人（死亡により退職した人等を除く）
 - ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）など
- ※ 年末調整の対象になるのに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない方はいませんか。上記のように提出していない方は、年末調整できないばかりか、給与に対する源泉所得税も乙欄で徴収しなければなりません。仮にそのような方の源泉徴収を甲欄で行った場合、源泉徴収義務者である給与支払者の責任が問われます。

★年末調整を行う際に従業員の方から提出していただくもの

1. 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書
2. 生命保険料の控除証明書（一般・個人年金用）
3. 損害保険料の控除証明書（短期・長期）
4. 国民年金、国民年金基金の掛金を支払っている方は、保険料を支払ったことを証明する書類
5. 住宅ローン控除をされている方は、住宅取得特別控除証明書及び年末借入金残高証明書
6. 中途入社で前職がある方は、前勤務先の源泉徴収票
7. 19年の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

★18年年末調整における注意事項

- ◎ 定率減税が20%（25万円を限度）から10%（12万5千円を限度）に縮減されています。
- ◎ 老年者控除が17年に廃止されています。
- ◎ 公的年金等控除額が17年に改正されています。そのため、公的年金受給者を扶養にできるかどうかの判定は次の通り（公的年金のみの所得者の場合）となります。
 - 65歳未満の方・・・1年間の公的年金受給額が108万円以下
 - 65歳以上の方・・・1年間の公的年金受給額が158万円以下

★19年以降の給与に関する注意事項

- ◎ 定率減税の廃止と税率区分の改正に伴い源泉徴収税額表が19年から変わります。19年1月以降は、新しい税額表での計算となりますので注意しましょう。給与計算ソフトをお使いの方は、算式の訂正またはバージョンアップが必要です。 < 村 井 >

通勤手当

近頃ガソリン代が高騰し、10月4日に石油情報センターが発表したレギュラーガソリンの新潟県内の小売価格の平均は、1リットル当たり143円30銭となりました。このような、ガソリン代の値上げは、通勤に自動車を利用する従業員にとっては大打撃です。

税法上では、従業員に支給する通勤手当の給与非課税限度額が下記のように定められており、それを超えた部分については、給与として課税されます。

マイカーなどで通勤している人の 非課税となる1か月当たりの限度額

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上	24,500円

また、電車やバスなどの交通機関を利用する場合の通勤手当は、通勤定期券等の合理的な運賃等の金額が限度額となります。(最高限度100,000円)

ちょっとだけ

～ガソリン代節約術～

■ ガソリンは満タンにしない

ガソリンを満タンにするとその分車体が重くなり、燃費が悪くなります。

■ ガソリン代を節約できる車の色

白い車は色の濃い車に比べて、ガソリン代が安い！？白色は太陽熱を反射するため、車内の温度が上がりにくく、エアコンの使用時間が短くなります。

■ タイヤの空気圧に注意

空気の抜けたタイヤでのドライブもガソリンの浪費につながります。

< 池原 >

Q1 <非常勤役員の給与>

非常勤役員に対し、年二回・一定額を支払っています。この報酬を損金算入するには、役員給与の「事前確定届出」が必要ですが、非常勤役員給与についても厳密に支給日・支給額を決めておかなければいけないのでしょうか。

A 手続き上大変だとは思いますが、ご質問のとおり、非常勤役員に給与を支払う場合でも、その金額について損金算入を可能とするためには、他の常勤役員と同様に「支給日」「支給額」を厳密に定める必要があります。

<臨時株主総会で役員に就任した者の取扱い>

Q2

会計期間が開始して3月以上経過後に、臨時株主総会で、役員に就任した者について、事前届出は認められないのでしょうか。

A 事前届出給与については、役員の職務執行開始前、若しくは、会計期間開始後3月以内のいずれか早い日が届出期限とされています。ご質問の場合、会計期間が開始して3月以上経過していることからすると、事前届出を行うことはできません。

<参考資料>

週刊 税務通信 7/3

週刊 税務通信 7/24

週刊 税務通信 7/31

Q3 <職務執行開始前の賞与>

役員の職務執行が開始される前に、事前確定届出給与による賞与を支給することは認められるのでしょうか。

A 3月決算法人が、7月から職務執行を開始する役員に対し、職務執行前の6月に賞与を前払いするようなケースも考えられるところです。しかし、税法上の事前確定届出給与制度から見るとこうした支給は、一般的ではなく、過去の職務執行の対価とされることとなります。従ってご質問の内容は事前確定届出給与の制度の趣旨からは認められないといわざるをえません。

Q4 <定期同額給与と役員保険料>

「会社が役員の年払いの保険料を負担した場合、定期同額支給に該当する」とありますが、役員に供与される経済的利益が「毎月おおむね一定額」となるのでしょうか。

A 供与される利益が毎月おおむね一定であるかどうかは、役員が供与を受ける経済的な利益によって判定するのであり、法人が負担した費用の支出次期によるものではないと解されています。会社が役員を被保険者とする生命保険に加入してその保険料を負担した場合、役員が供与を受ける経済的利益は、生命保険契約による利益ですから、法人が負担する生命保険料の支出次期が年一回であっても、供与される利益は、毎月おおむね一定であると考えられます。

社会保険

今回は、社会保険のことで3点お伝えしたいと思います。

- (1) 社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センターが設置され、社会保険と労働保険の届出が社会保険事務所にて同時に行えるようになりました。

対象事業主

社会保険と労働保険の両方の適用がある事業所の事業主

(注)労働保険事務組合に事務処理を委託している事業所及び有期事業は除きます。

提出できる書類

- ① 事業所の設置
健康保険・厚生年金保険新規適用届
労働保険保険関係成立届(継続) 雇用保険適用事業所設置届
- ② 事業所の住所や名称変更
健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地変更(訂正)届
労働保険名称、所在地等変更届 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ③ 保険手続に関する代理人の選任・解任
健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届
労働保険代理人選任・解任届 労働者災害補償保険代理人選任・解任届
雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届
- ④ 従業員の採用
健康保険・厚生年金保険者被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格取得届 雇用保険被保険者転勤届
- ⑤ 従業員の氏名変更
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更届
雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑥ 従業員の退職
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
雇用保険被保険者資格喪失届(離職票の交付を必要としない場合に限る)
- ⑦ 事業の廃止・休業
健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪失届
雇用保険適用事業所廃止届

(注) センターでは、両保険の届出の受付業務を行います。内容審査等は、それぞれの機関に回送して行うため、後日確認の連絡等が来る場合があります。

- (2) 平成18年10月1日から健康保険・厚生年金保険の資格取得届等の届書に年金手帳等の添付が不要になるなど、申請や届出の際に必要な添付書類について見直しが行われました。詳しい内容については、社会保険庁のホームページなどでご確認下さい。

- (3) 平成18年の国民年金保険料の『控除証明書』は、11月7日(火)頃までに届くように発送されています。年末調整や確定申告のときに必要となりますので、大切に保管してください。

(注) 発送日は10月31日(火)です。

< 堀 田 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
11月22日(水) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 総合印刷業 タカヨシ 『育てよ！社員の豊かな心！』 ビデオ研修	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

不要品処分、机いりませんか！！

当事務所で不要になった机が2台あります。欲しい方がいらっしゃいましたら声を掛けてください。1台ずつ先着順にてお譲りいたします。なお椅子は付属していません。

<1台目>



<2台目>



～ おもしろ雑学 ～

手紙のマナー

手紙には色々なルールがある。便箋一枚で書き終わった手紙にはもう一枚白紙の便箋を添えるというもの。これは、相手への敬意を表している。昔、手紙の文中に相手の名前が出てくると、敬意を示し一文字分あけて書く習慣があった。これが変化し白紙便箋を添えるようになった。

教育マガジン「ヨコリガ」 おもしろ雑学集より（担当：田中）





休日カレンダー



11月(霜月) November

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 伊藤・池原
5	6	7	8	9	10	11 倉又・村井
12	13	14	15	16	17	18 原・田中
19	20	21	22 テルモ経営研究会	23	24	25
26	27	28	29	30		

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも営業しています。名前の書いてある者のみ出勤です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

11月の税務

11月10日	本年10月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
11月15日	所得税予定納税額の減額申請
11月30日	本年9月決算法人 法人税等確定申告・納付 本年9月決算法人 消費税確定申告・納付 平成19年3月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付 平成19年3月決算法人 消費税中間申告・納付 所得税予定納税額の第2期分納付 特別農業所得者の予定納税額の納付 事業税の第2期分納付 当月決算法人の消費税各種届出書提出

あとがき

山々の紅葉も終わりに近づき、季節は着実に冬へと移り変わっているようです。気温も徐々に低下し、着る物や布団の枚数がすこしずつ増えてきています。

カレンダーも残り少なくなり、巷では年の瀬の足音が聞こえ始めてきました。毎年思いますが、1年は本当に早いですね。

季節の変わり目で体調を崩しがちですが、仲間と鍋でも囲んで残り1ヶ月余りを乗り切ろうと思います。

伊藤